

【11】永野小学校いじめ防止基本方針

令和6年3月改訂

1. いじめ防止に向けた学校の考え

児童にとって「だれもが安心して豊かに生活できる学校」であるために、教職員、児童、保護者、地域が、「いじめを絶対に許さない」という共通認識に立って、些細な兆候を見逃さずに「いじめ」のない学校づくりに努めていく。

いじめの早期発見、事案対処には、「学校や教育委員会の組織的対応」、「関係機関の連携」が大変重要であり、未然防止の取組には、「保護者や地域の協力」が必要である。このことを改めて確認し、「いじめを絶対に許さない」意識を皆で共有し、子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指していく。

①いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめの防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気や形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

【全体会】全教職員が参加 月1回の開催

【定例会】児童指導部会を中心に構成 月1回の開催 主に全体会への報告事項の整理をする。

【構成員】：校長、副校長、養護教諭、児童支援専任、各学年より児童指導部会担当

【臨時会】事案ごとに必要に応じて開催（毎週開催のTMネットワーク会議で代行する場合もある）

【構成員】：校長、副校長、養護教諭、児童支援専任、各ブロックTM、当該学年職員、関係職員

※必要に応じて、心理や福祉等の専門家（学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の参加を求める。

② 「学校いじめ防止対策委員会」の運営

- ・ いじめ事案に対して、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。また、重大事態が起こった場合には、直ちに中核となって調査を行う。
- ・ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・ 年間計画の作成や「学校いじめ防止対策基本方針」の見直しを行う。

③ 「学校いじめ防止対策委員会」の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知する。

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口は、担任・児童支援専任とする。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCA サイクルの実行を含む。）

○その他

- ・いじめの未然防止や早期発見等の為、職員会議や打ち合わせ、場合によっては、ケース会議を開催し、情報の共有や対応について共通理解を図る。

3. いじめの未然防止及び早期発見・事案対応のための取組

① いじめの未然防止

- ・いじめは、どの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止を行う。
- ・学校教育目標「**な**かよく **か**わやか **の**びゆく子」の育成に重点を置いた教育活動、永野のきまりの明確化と共通理解をする。
- ・人・もの・こととの出会いを大切にしたい温かい人間関係づくりをする。
- ・自己肯定感、自己有用感が高まるような分かる授業づくり、ユニバーサルデザイン等を取り入れた授業づくり、授業参観や研究授業等からの授業改善を行う。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用し、「Y・P アセスメント」等による児童理解や集団づくりを行う。
- ・人権教育を基盤とした教育活動、人権教育の推進、自分や人の命や心の大切さを学ぶ道徳教育の推進、たてわり活動等の充実を行う。

② いじめの早期発見

- ・いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早期発見する。

○見逃さない体制づくり

- ・児童指導部・児童支援専任を中心としたいじめを見逃さない全教職員の見守り、体制づくり（情報の共有化）をする。
- ・教職員への研修（いじめの定義理解や基本方針について）を実施する。
- ・学年内の授業交換、給食や当番活動の見守りを行う等、子どもたちを多角的に見る。
- ・定期的なアンケート、全市一斉アンケート（いじめ解決一斉キャンペーン）を実施する。
（1回目 5月記名式にて実施 2回目 12月無記名にて実施 教育相談を含む）
- ・保護者、地域、関係機関との連携を図る。

○教職員の資質向上

- ・子どもは、大人の姿を見て学ぶことを念頭に置き、人権感覚を磨き、児童の手本となる言動をとる。
- ・児童の話に傾聴し、共感的な見方・考え方で接する。

○児童・保護者との信頼関係の確立

- ・日頃より、児童・保護者との信頼関係を築くことに努める。日常的に「よさ」を発信し、共に成長を喜ぶ。
- ・トラブル、問題行動が見られたときは、直ちに話を聴き、経過や対応、結果等を保護者に連絡する。
- ・懇談会、個人面談、1年生の家庭訪問等、定期的な教育相談の実施をする。
- ・年2回のあゆみ発行を生かし、前期・後期を教師と保護者、児童で振り返る機会をもつ。

③ いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応につなげる。場合によっては港南警察署への連絡、通報措置をとる。(文部科学省より)
- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録をする。
- ・関係児童への指導・支援、保護者への支援・連携をしていく。
- ・保護者の協力、南部学校教育事務所、区子ども家庭支援課、南部児童相談所、港南警察署青少年育成課等の関係機関との連携を図る。

④ いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。2. いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。 |
|---|

- ・日々の児童の様子や人間関係について、周囲の見守りと支援の継続をする。

⑤ 教職員への研修

- ・児童の心理や行為、行動の背景にある子ども同士の間関係をとらえる能力を高めるために、教職員の児童理解研修を行う。
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修を推進する。
- ・配慮が必要な児童の計画的な情報交換の実施

⑥ 各種懇話会等の活用

- ・学校運営協議会や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、「地域懇談会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む解決する仕組みづくりを推進する。
- ・地域の見守り、永野小サポーターズ、放課後キッズクラブ、学童、防犯寺子屋、港南警察署スクールサポーター等と連携を図る。

⑦ 取組の年間計画

※ スクールカウンセラーの教育相談は年間34回行う

※ 毎月、いじめ防止対策委員会【全体会】【定例会】を実施。適時【臨時会】を開催。

【前期】

- | | |
|----|--|
| 4月 | いじめ防止対策委員会にて年間計画の確認と引継ぎ
いじめの定義や基本方針について、スタンダード等、全職員で共通理解
授業参観・懇談会
1～6年地域訪問を実施 |
| 5月 | 体力テスト実施 (一人一人の身体や運動の状況を観察)
学校説明会
Y-P アセスメント 実施・分析
いじめ一斉撲滅アンケートの実施(記名式) 教育相談 |
| 6月 | 土曜授業参観、小中ブロック協議会、地区懇談会、学校運営協議会 |
| 7月 | 個人面談 振り返り・今後の課題
夏季の研修、横浜子ども会議(中学校ブロックで話し合い) |

学校いじめ防止対策委員会

【夏休み】

- 8月 夏の子どもたちの様子について 情報交換
横浜子ども会議（港南区役所）
- 9月 横浜子ども会議の報告
児童生徒理解研修（中学校ブロック）

【後期】

- 10月 Y-P アセスメント 実施・分析
あゆみ 前期の様子について知らせる
学校評価、学校運営協議会
- 12月 「いじめ解決一斉キャンペーン」*全市一斉アンケート実施（無記名）
教育相談
人権週間、いじめ防止月間の取組
個人面談 振り返り・今後の課題

【冬休み】

- 1月 授業参観
- 2月 学校評価、
入学説明会、
小中ブロック協議会、
授業参観、学校運営協議会
- 3月 懇談会
あゆみ 後期・1年間の様子について知らせる
年間の振り返り、新年度への引き継ぎ

学校いじめ防止対策委員会

4. 重大事態への対処

◎「横浜市いじめ防止基本方針」に沿って対処する。

① 重大事態の定義

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- ・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査する。
- ・内容によっては港南区警察署へ連絡、通報措置をとる。

② 重大事態発生時の報告

重大事態（「疑い」を含む。）に該当すると判断した時は、学校は、直ちに教育委員会、文部科学省に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

- ・必要に応じて、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。
- ・保護者向け文書や学校ホームページ等で周知を図る。